

○地域安全推進員制度運用要領の制定について(通達)

(平成 25 年 1 月 24 日岡生企第 48 号／岡地第 30 号警察本部長例規)

改正 平成 27 年 12 月 14 日岡生企第 976 号、岡地第 600 号 令和 6 年 11 月 19 日岡生企第 600 号、岡地第 298 号

各部長

首席監察官

総務統括官

各所属長

この度、別添のとおり地域安全推進員制度運用要領を制定し、平成 25 年 1 月 24 日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

地域安全推進員制度運用要領

第 1 目的

この要領は、地域安全活動を推進する地域住民の自主組織である地域安全推進員(以下「推進員」という。)制度の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 組織

- 1 警察署の交番及び駐在所の所管区(以下「所管区」という。)ごとに、推進員を置き、地区防犯連合会会長(以下「防連会長」という。)及び警察署長(以下「署長」という。)が連名で委嘱した者をもって充てる。
- 2 所管区ごとに地域安全推進員班長(以下「班長」という。)を置き、推進員が互選した者をもって充てる。
- 3 警察署に地域安全推進指導員(以下「指導員」という。)を置き、推進員が互選した者をもって充てる。
- 4 推進員の定数は、おおむね 15 人を所管区ごとの基準とし、班長にあつては所管区に 1 人、指導員にあつては警察署に 1 人とする。

第 3 選考基準

推進員を委嘱するに当たっての選考基準は、次のとおりとする。

- 1 地域ボランティア又は地域の指導者的立場にある者であつて、地域安全活動に理解が深く、かつ、社会参加活動に熱心なものであること。
- 2 地域住民からの信望が厚く、かつ、地域の実情に精通する者であること。

第 4 任務

推進員、班長及び指導員の任務は、次のとおりとする。

1 推進員

- (1) 地域住民の要望及び意見の取りまとめ
- (2) 地域安全情報の地域住民への伝達
- (3) 地域住民と地区防犯連合会との連絡調整

(4) 地域安全活動の中核としての諸活動

2 班長

- (1) 所管区内の推進員の取りまとめ、連絡調整及び指導
- (2) 所管区内における地域安全活動に関する会議の開催
- (3) 所管区内における地域安全活動のリーダーとしての活動
- (4) 所管区内における地域安全活動計画の策定
- (5) 地域安全活動計画に基づく地域安全活動の実施及び検証
- (6) 地域安全活動対策会議の開催

3 指導員

- (1) 班長の取りまとめ、連絡調整及び指導
- (2) 地区防犯連合会と警察との連携
- (3) 地域住民による地域安全活動の指導
- (4) 警察署管内における地域安全活動計画の策定
- (5) 地域安全活動計画に基づく地域安全活動の実施及び検証

第5 任期

推進員、班長及び指導員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6 委嘱及び解嘱

- 1 推進員の委嘱は、防連会長及び署長の連名により、委嘱状(様式)を交付して行うものとする。ただし、再委嘱の場合は、委嘱状の交付を要しないものとする。
- 2 防連会長及び署長は、推進員が次のいずれかに該当するときは、任期中であっても、推進員を解嘱することができる。
 - (1) 心身の故障のため、任務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (2) 推進員としてふさわしくない行為があったとき。

第7 会議及び研修会

署長は、防連会長と協議の上、班長に推進員を対象とした地域安全活動対策会議をおおむね3か月に1回開催するよう求めるとともに、随時、必要な研修会を開催するものとする。

第8 謝金

署長は、班長に予算の範囲内で謝金を支給する。

第9 地域安全推進員協議会

- 1 警察署に地域安全推進員協議会(以下「協議会」という。)を置き、推進員をもって構成する。
- 2 協議会に会長を置き、指導員をもって充てる。
- 3 協議会は、次の各号に掲げる事項を行うことを目的とする。
 - (1) 推進員の活動の方針の策定

(2) 推進員相互の連絡及び調整

(3) その他推進員が円滑にその任務を遂行するため必要と認めるもの

4 協議会に関し必要な事項は、協議会の会則で定める。

第 10 留意事項

1 地域安全推進員制度は、地域安全活動の中心となる地区防犯連合会と共同で運用をしているため、署長は、調整が必要と認められる事項について、防連会長に協議すること。

2 地域安全推進員制度の運用に当たっては、地域住民による自主的な地域安全活動の活性化が図られるように留意すること。